

資料 金沢外環状道路海側幹線の屋外広告物規制について

1 概要

金沢外環状道路海側幹線は、白山市乾町～金沢市大河端町間が開通しており、本年11月、大河端町～福久町区間について、山側2車線の暫定供用が開始される。これに伴い、交通の円滑化が期待される一方、全国の幹線道路で散見される無秩序な看板の乱立を抑止するため、大河端町以西と同様、条例に基づく規制区域等の指定を行うもの。

2 指定内容

(1) 指定時期

令和4年11月（当該区間の供用開始日と同日）

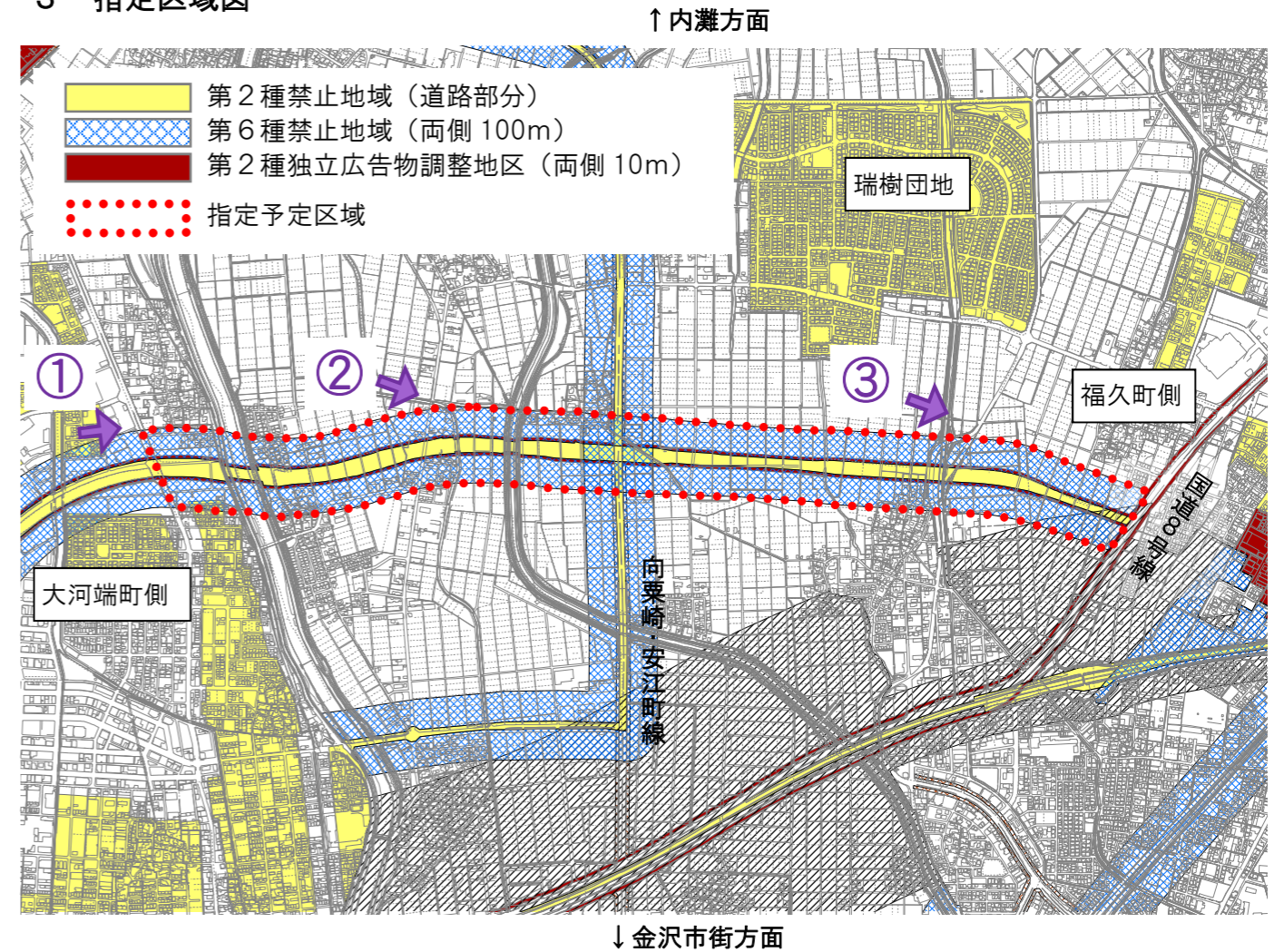
(2) 指定区間

金沢外環状道路海側幹線の大河端町～福久町区間（延長3.2km）

(3) 指定内容

指定場所	種別	補足事項
道路部分	第2種禁止地域	広告物の大きさ等を制限するもの
道路境界から 両側100m	第6種禁止地域	自家広告物以外を原則禁止するもの
道路境界から 両側10m	第2種独立広告物調整地区	独立広告物の高さ制限を6mから10mへ緩和し、視認性を確保

3 指定区域図



（参考・開通後のイメージ図）



※根拠法令

- ・ 金沢市屋外広告物等に関する条例第4条（禁止地域の指定）
- ・ 金沢市屋外広告物等に関する条例第10条の2（独立広告物調整地区の指定）
- ・ 金沢市屋外広告物等に関する条例第36条（審議会の意見聴取）